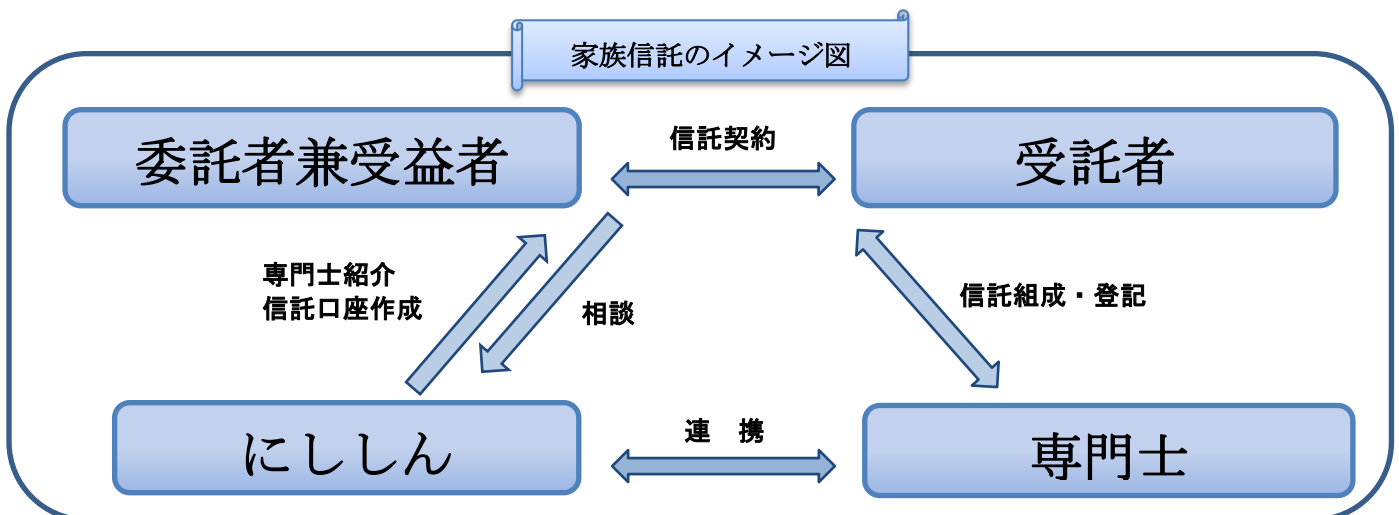


にししん家族信託専用口座

家族(民事)信託を組成する受託者が信託財産を分別管理するために利用できる普通預金です。

◆ご利用いただける方	家族信託契約に基づき受託者となられた方
◆預金の種類	「普通預金」または「無利息型普通預金」
◆適用金利	店頭表示の普通預金利率 ただし、「無利息型普通預金」での取扱いの場合、利息はつきません。
◆口座開設手数料	100,000円(税別)
◆口座管理手数料	年間3,000円(税別)※翌年度以降
◆信託契約条件	<ul style="list-style-type: none">・信託契約書作成を含む信託組成手続は、家族信託を熟知した専門士(弁護士、司法書士等)が関与していること。・信託契約書は、公正証書であること。・信託契約は、自益信託(委託者と受益者が同一人)であること。・受託者は、委託者兼受益者の法定相続人であること。
◆口座開設の申込の際に必要な書類等	①信託契約書(原案) ②家族信託専用口座開設申込書 なお、押印する印鑑は、預金取引印(既存取引先)または実印 実印の場合は、印鑑登録証明書(3か月以内に発行されたもの) ③本人確認書類(原則、顔写真付本人確認書類) 「信託専用口座」の開設にあたっては、口座開設までにお時間がかかりますので、あらかじめご了承ください。
◆その他特記事項	<ul style="list-style-type: none">・本商品は預金保険制度の対象商品であり、「普通預金」は預金保険の範囲内で、「無利息型普通預金」は全額保護されます。・西暦2037年12月31日までに支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。



 西尾信用金庫

くわしくは<にししん>の窓口または得意先係におたずねください。また、店頭商品説明書をご用意しております。

家族信託専用口座開設手続きの流れ

西尾信用金庫

ご家族が当庫職員に相談



当庫より家族信託組成に熟知した専門士を紹介



専門士によるヒアリング



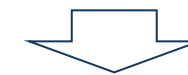
専門士、お客様、ご家族とご一緒に信託契約書（案）を作成



家族信託専用口座開設のお申込み



公正証書作成、信託不動産の信託登記持込み



信託専用口座作成

(2020年3月23日現在)

